

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主及び関係者に対し公正かつ公平な利益を守るため、また、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要事項であると認識し、ガバナンス体制の強化、充実に取り組んでおります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
GMOインターネット株式会社	760,000	57.32
冢入 一真	335,000	25.26
ゴールドマンサックスインターナショナル 常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社	16,500	1.24
ペパボ社員持株会	10,400	0.78
佐藤 健太郎	10,000	0.75
鈴木 政和	8,400	0.63
日本証券金融株式会社(業務口)	7,800	0.59
大野木 弘	7,500	0.57
片岡 勝典	6,500	0.49
小柳 昌之	6,000	0.45

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 ジャスダック 既存市場

決算期 更新 12月

業種 更新 情報・通信業

(連結)従業員数 更新 100人以上500人未満

(連結)売上高 更新 100億円未満

親会社 更新 GMOインターネット株式会社(上場:東京)

連結子会社数 更新 10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

#### (1) 親会社からの独立性確保

親会社(GMOインターネット株式会社)の企業グループとの事業の棲み分けがなされていること、当社の取締役のうち親会社の兼任取締役は2名で当社取締役(8名)の半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。さらに、経営の独立性を一層高める観点から、親会社の企業グループ外からの社外取締役が1名就任しております。

#### (2) 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社(GMOインターネット株式会社)の企業グループとの取引については、少数株主保護の観点から、取引条件の経済的合理性を保つために定期的に契約の見直しを行っており、新規取引につきましても、市場原理に基づき、その他第三者との取引条件との比較などからその取引の是非を慎重に検討し、判断しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

取締役会の議長 **更新** 社長

取締役の人数 **更新** 8名

社外取締役の選任状況 **更新** 選任している

社外取締役の人数 **更新** 3名

#### 会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
熊谷 正寿	他の会社の出身者	○				○		○		
西山 裕之	他の会社の出身者	○				○		○		
神谷 アントニオ	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役員等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役員等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) **更新**

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
熊谷 正寿	平成3年5月、親会社(GMOインターネット株式会社)を設立。現在、同社代表取締役会長兼社長グループ代表。	企業経営者としての豊富な経験と高い見識をもとに経営に関し監督、助言を受けるため。
西山 裕之	平成13年3月、親会社(GMOインターネット株式会社)に入社。現在、同社専務取締役。	経営全般にわたる高い見識をもとに経営に関し監督、助言を受けるため。
神谷 アントニオ	Kamiya Consulting, Inc. CEO 株式会社富士山マガジンサービス取締役CTO 独立役員であります。	神谷アントニオ氏は、当社との間に特別の利害関係がなく、また独立性も高いため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しました。さらに、同氏からは、企業経営者としての経験とIT業界に関する見識を活かして意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を受けることができると考え、同氏を独立役員として適任と判断しました。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項 **更新**

熊谷正寿氏は、直前事業年度の取締役会に19回中13回出席し、経験豊富な経営者の観点から適宜発言を行っております。  
神谷アントニオ氏は、直前事業年度の就任後の取締役会に14回中11回出席し、株式会社富士山マガジンサービスで培った経験から適宜発言を行っております。  
西山裕之氏は、平成22年3月の株主総会で就任しており、直前事業年度の活動実績はありません。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 **更新** 設置している

監査役の人数 **更新** 3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況 **更新**

監査役は、会計監査人と意見・情報交換を行い、連携しながら監査を行っており、期末の監査役監査報告書は、意見交換を行った上で作成しております。

監査役と内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役と内部監査室は、よく意見・情報交換を行い、密接に連携しながら監査を行っております。

社外監査役の選任状況 **更新** 選任している

社外監査役の人数 **更新** 2名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
安田 昌史	公認会計士	○			○	○		○		
増田 要	弁護士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
安田 昌史	平成12年4月、親会社(GMOインターネット株式会社)に入社。現在、同社専務取締役。	公認会計士の立場より、経営執行経験・専門知識を活かした公正中立的な視点にて、取締役の監視とともに提言・助言を受けるため。
増田 要	株式会社じぶん銀行社外監査役 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社社外監査役	弁護士としてのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスを含む企業法務分野における豊富な見識を活かしていただき監査機能の強化を図るため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 **更新**

安田昌史氏は、直前事業年度の取締役会に19回中17回、監査役会に13回中13回出席し、経営執行経験、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

増田要氏は、直前事業年度の取締役会に19回中14回、監査役会に13回中9回出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新** スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成19年5月14日開催の臨時株主総会に基づき新株予約権を発行しております。会社への貢献度等を考慮し付与数を決定しております。

Stockオプションの付与対象者 **更新** 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役及び従業員の業績向上への意欲と士気を高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

開示手段 **更新** 有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況 **更新** 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成21年12月期において取締役を支払った年間報酬総額は95,337千円(うち、社外取締役1,800千円)となっております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

取締役会資料を事前配布しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項更新

### (1)現状の体制の概要

取締役会(定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要に応じてを開催)は取締役8名(うち社外取締役3名)で構成され、社外取締役3名のうち2名が親会社から、1名が独立役員であります。また、当社では会社運営の迅速性を確保するため、毎週1回常勤役員、本部長及び室長によって構成される経営会議を開催しております。監査体制については、監査役会制度を採用し、監査役3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)で構成され、社外監査役2名のうち1名が独立性が高くかつ弁護士で、もう1名が親会社からでかつ公認会計士あります。このように独立性が高い監査役と財務・会計に関する知見を有する監査役を選任するとともに、監査役、内部監査室、会計監査人が密接な連携をとり、効率的、合理的な監査体制を整備することで監査機能の強化をはかっております。

### (2)現状の体制を採用している理由

当社は、監査役会の設置、独立性が高い監査役と財務・会計に関する知見を有する監査役の選任、監査役、内部監査室、会計監査人の連携、取締役の3分の1以上が社外取締役(うち1名が独立役員)という体制により、十分に経営監督機能が果たされていると考えております。親会社出身の役員を選任した場合、独立した立場からの監督という趣旨は十分に満たされないという懸念があるかもしれませんが、親会社出身の役員は当社の経営や事業に精通していることから、監督機関に同時に求められる実効性や専門性を持っております。以上、経営監督機能の実効性と当社の企業規模や事業内容から、当社は現状の体制が最適であると判断し、この体制を採用しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に定期的説明会を実施していく方針です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎にアナリスト・機関投資家向けの説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR活動に合わせ、自社ホームページに設けているIRサイトにおいてIR資料を掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室に所属する担当者を配置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

**更新** 当社は、平成20年5月19日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、以下のとおり決議しております。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス体制の整備に努める。コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため従業員に対するコンプライアンス教育を実施する。内部監査室によりコンプライアンス体制の有効性について監査が行われるとともに、コンプライアンス体制の状況は社長に報告される。各取締役は、取締役又は使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。監査役は、取締役及び使用人の職務の執行について監査を行う。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程等に従って文書または電磁的記録により適切に保存、管理を行う。取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスク管理委員会規程に基づき、リスク管理委員会を設置し、同委員会でリスク管理に関する体制、方針の決定、及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。内部監査室は、リスク管理の状況を監査するとともに、内部監査の実施によって損失の危険のある業務執行行為を発見した場合には、発見した危機の内容、損失の程度等について経営会議及び監査役会に報告する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は月一回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会から委嘱された業務執行については、社長を議長とし常勤取締役、常勤監査役を主要なメンバーとする経営会議を毎週一回開催し、その審議を経て執行決定を行う。組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により各取締役の担当、権限、責任を明確化する。

### 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と親会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するための監査体制を会計監査人とも連携して整備する。子会社を設置した場合は子会社の業務執行を適切に管理する体制を速やかに整備する。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会において監査役の職務を補助すべき使用人を求める決議がされた場合は、速やかに使用人を選任し、監査役の指揮命令のもとで、業務を補助する体制をとる。

### 7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、各監査役の同意を得る。

### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し報告を受ける。監査役は稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人等にその説明を求め、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握することができるものとする。

取締役は、以下に定める事項について発見したときは直ちに監査役にこれを報告する。

1. 会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
2. 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
3. 社内規程への違反で重要なもの
4. その他上記1～3に準じる事項

### 9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室と緊密な連携を図り、効率的な監査を行う。監査役は、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を行う。監査役と代表取締役は定期的に情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

### ■ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社が、反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないことと認識しております。役職員は、顧客、市場、社会からの信頼を得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示すように心掛けており、役職員は、常に株主、顧客、取引先への責任を重く認識し、自己を律しております。また、整備状況については、反社会的勢力からの不当要求が発生した際に、発生部門から総務人事本部に対して速やかに報告・相談し、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には、直ちに警察への通報がなされる体制を構築しております。そして反社会的勢力に関して得た情報をデータベースとして取引先や株主の属性判断の際に活用できる体制を構築しております。さらに、平成21年4月1日には社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加入し、連絡会・研修会に参加して情報の入手及び対策について強化を図っております。

## Vその他

### 1. 買収防衛に関する事項 更新

該当事項はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

該当事項はありません。

